

育児休業取得促進行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2015年4月1日～2020年3月31日までの5年間

2. 内容

別添 工程表のとおり

以上

育児休業取得促進行動計画工程表

目標 計画期間	対策	実施事項	2015年												2016年												2017年												2018年												2019年												2020年		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知	社内HPへの掲載、配信等	社内HPへの掲載及びその旨の全社員向け周知メール配信																																																															
2. 男性の子育て目的の休暇の取得推進についての周知																																																																	
3. 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知																																																																	
4. 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知																																																																	

※ 掲載・配信実施時期

(補) 諸制度・待遇等については、都度改善を検討し、改善した場合は速やかにその旨全社員にメールにて周知する。